

## 広島県収用委員会告示第一号

広島県収用委員会の審理の進行に関する規程を次のように定める。

平成二十八年八月四日

広島県収用委員会 会長 竹内俊子

### 広島県収用委員会の審理の進行に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第五十九条及び広島県収用委員会運営規則(昭和三十年広島県収用委員会規則第一号)第八条の二の規定に基づき、広島県収用委員会(以下「委員会」という。)において、審理を進行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(遵守義務)

第二条 次の各号に掲げる者は、この規程に従わなければならない。

一 委員

二 法第八条に規定する起業者、土地所有者及び関係人、法第六十五条に規定する参考人及び鑑定人、法第九十四条に規定する裁決申請者及びその相手方並びに法第三十六条に規定する代理人のうち、審理に出席する者(以下「出席者」という。)

三 委員会の事務を整理する職員(以下「職員」という。)

四 審理を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)

(出席者の入場手続)

第三条 出席者は、審理の当日、職員に出席者本人であることを申し出て、別記様式第一号による出席者名簿に所定の事項を記入しなければならない。

2 法第三十六条に規定する代理人は、審理に出席する場合は、審理開始前にその権限を証する書面を委員会に提出しなければならない。

3 出席者は、審理の会場に入るときは、委員又は職員の指示に従わなければならない。  
(傍聴手続)

第四条 会長又は審理の手続を指揮する指名委員(以下「会長等」という。)は、傍聴席の数を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の場合において、会長等は、必要と認めるときは、別記様式第二号による傍聴券を発行することができる。

3 会長等が傍聴券を発行した場合、審理の傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

4 傍聴券は、審理の当日、受付で先着順に交付する。ただし、会長等が必要と認めるときは、他の方法により交付することができる。

5 傍聴券は、傍聴券に記載された審理に限り有効とする。

6 傍聴人は、審理の会場に入るときは、委員又は職員の指示に従わなければならない。  
(傍聴券の返還)

第五条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたとき又は傍聴の必要がなくなったときは、これを返還しなければならない。

(審理の非公開)

第六条 法第六十二条ただし書の規定により、委員会又は指名委員が審理の途中において審理を公開しないこととしたときは、会長等は、その旨を告げるとともに、傍聴人及び会長等が指定する者に退場を指示するものとする。

2 前項の規定により、退場を指示された者は、直ちに審理の会場から退場しなければならない。

(審理会場への入場制限)

第七条 会長等は、審理の会場に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対して、入場の禁止、携帯する物品の保管その他の必要な措置をとることができるとができる。

- 一 銃器、刃物、爆発物その他の人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - 二 アルコール、薬物等の影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者
  - 三 前各号に掲げる者のほか、会長等が審理の進行を妨げるおそれがあると認められた者
- 2 会長等は、職員に、前項の規定による措置をとらせることができる。

(発言の許可)

第八条 委員、出席者及び職員は、審理において、会長等の指示によらず、又は許可を得ないで発言してはならない。

(審理会場における遵守事項)

第九条 委員、出席者、職員及び傍聴人は、審理の会場においては、次に掲げる行為を行うてはならない。

- 一 暴行又はけん闘
- 二 あらかじめ会長等の許可を得ることなく、写真、映画等を撮影し、録音し、若しくは録画し、又は通信すること。
- 三 みだりに自席を離れることその他の不体裁な行為
- 四 前各号に掲げる行為のほか、審理の進行を妨げること。

(違反に対する措置)

第十条 会長等は、前二条の規定に違反したと認める者に対して、これを制止し、又は職員をして制止させることができる。

2 会長等は、前項の規定による制止に従わない者に対し、法第六十四条第三項の規定により退場を命じることができる。

3 前項の規定により退場を命ぜられた傍聴人は、当日の審理を再び傍聴することができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



年 広 収 第      号 第      回 審 理

番 号

## 傍聴券

年      月      日

広島県収用委員会

取扱者 印

### 遵守事項

#### 広島県収用委員会の審理の進行に関する規程（抜粋）

（審理会場における遵守事項）

第九条 委員、出席者、職員及び傍聴人は、審理の会場においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 暴行又はけん闘
- 二 あらかじめ会長等の許可を得ることなく、写真、映画等を撮影し、録音し、若しくは録画し、又は通信すること。
- 三 みだりに自席を離れることその他の不体裁な行為
- 四 前各号に掲げる行為のほか、審理の進行を妨げること。